**平成２８年（フ）第４８号**
北海道室蘭市本輪西町４丁目８番23号
債務者　赤坂　文夫
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第９号**
岩手県久慈市門前第５地割20番地１　平和荘10号、前住所岩手県久慈市門前第５地割20番地１　平和荘５号
債務者　添田　俊一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２８年（フ）第４１号**
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野928番地19
債務者　中島　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２８年（フ）第９５号**
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　カインドネス一宮206号
債務者　清水　昭男
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第４号**
香川県観音寺市木之郷町733番地
債務者　礒野美千代（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２８年（フ）第７９号**
千葉県松戸市五香５丁目８番地の３　ソレーユピア３－302号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目17番28－６号
債務者　栗原　久和
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１２４号**
千葉県流山市加１丁目20番地の17　ライオンズマンション流山304
債務者　鳥羽　義則
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１７０号**
千葉県柏市柏下265番地　北柏リハビリ総合病院、住民票上の住所千葉県柏市松葉町７丁目26番地９　セジュール松葉102号
債務者　中川　房子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１７９号**
千葉県我孫子市寿２丁目６番21号
債務者　佐々木ナツ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１８４号**
千葉県松戸市串崎新田73番地　サンコーポラス串崎２棟403号
債務者　井村　鐵也
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１８６号**
千葉県柏市明原２丁目８番９号　コーポコトブキＤ－202号
債務者　杉山　雄信
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第３９４号**
岐阜県大垣市赤坂大門１丁目93番地
債務者　浅野　浩樹
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第５２号**
函館市昭和４丁目12番３号
債務者　太田侑之介
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第８２号**
函館市末広町７番６－201号
債務者　山田　和夫
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第８３号**
北海道茅部郡森町字駒ヶ岳240番地２
債務者　藤井　　舞
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第２０号**
島根県大田市大田町大田イ2349番地
債務者　図師　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２８年（フ）第２３号**
新潟県長岡市坂之上町１丁目１－１　六本木ビル（なが井ビル）302、住民票上の住所新潟県長岡市曲新町２丁目７番８号　ローズコーポラス201号室
債務者　横山　好史
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２８年（フ）第２７号**
新潟県長岡市高見町942番地
債務者　伊豆　浩美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係